

平成30年10月2日
堺市

J-GREEN堺S8フィールド人工芝張替工事の入札説明書の追加について（通知）

堺市入札情報公開システムで公開していた平成30年10月1日公告のJ-GREEN堺S8フィールド人工芝張替工事の入札説明書において、一部不足資料がありましたのでお知らせします。

現在、堺市入札情報公開システムに掲載されている書類は追加済みですので、再度ダウンロードしていただきますようお願いいたします。

なお、入札参加資格審査申請期間、開札予定日時、入札書の提出期限の変更はありません。

ご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

記

入札説明書への追加書類

総合評価落札方式における技術評価に関する事項（別添資料）

総合評価落札方式における技術評価に関する事項

- 1 次の工事は、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求めめる必要があるため、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の適用工事とする。

J-GREEN堺S8フィールド人工芝張替工事

2 技術資料の作成

- (1) 技術資料の一覧については、別表1を確認すること。
(2) 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者が負担すること。
(3) 技術資料の作成にあたり質疑がある場合は、後記3で定める技術資料提出締切日の午前10時までまでに次の質疑先まで連絡すること。

(質疑先)

堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課

電話 072-228-7424

担当 門田

- (4) 技術資料に虚偽の記載があれば、当該工事の入札参加を認めないものとし、入札参加停止要綱に基づき入札参加停止を講じることができるものとする。

3 技術資料提出締切日時

平成30年10月30日（火）午後8時まで（電子調達システムの利用時間に限る。）

4 技術資料の提出方法

- (1) 技術資料の提出に当たっては、認定の通知を受けとってから技術資料提出締切日時までの間に電子調達システムの添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。技術資料については提出期限まで再提出が可能であるが、再提出する場合は、既に提出済の技術資料は破棄されるので、再度すべての技術資料を添付すること。

なお、添付するファイルの名称は、必ず、半角の英数字のみで構成された名称とし、全角文字は使用しないこと。

- (2) 技術資料を提出するに当たっては、次の事項に留意すること。

ア 添付できるファイル数は1ファイルのみで、ファイル容量は10MB以内とする。また、添付する書類の作成アプリケーション及びバージョンは、次のとおりとし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。

なお、複数のファイルを添付する場合は、それらのファイルを1つのフォルダに入れフォルダごと圧縮して1ファイルにし、その圧縮ファイルを添付すること。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word 又は Microsoft Word 互換ソフト	DOC 又は DOCX 形式 Word95 から Word2010 のバージョンでの保存
2	Microsoft Excel 又は Microsoft Excel 互換ソフト	XLS 又は XLSX 形式 Excel95 から Excel2010 のバージョンでの保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat6 から Acrobat11 のバージョンで作成のもの) テキストファイル (TXT 形式、RTF 形式) 画像ファイル (JPEG 形式、GIF 形式、TIFF 形式)

※ 上位バージョンのアプリケーションを使用している場合は、ファイルの保存形式を上記の形式にして保存すること。

イ ファイルの圧縮形式は、LZH又はZIP形式に限定し、自己解凍形式（EXE形式等）は認めない。

ウ 添付するファイルの容量が10MBを超える場合には、原則として持参による提出を求めるものとする。

エ 持参での提出を認める場合には、必要書類の一式を持参するものとし、電子調達システムでの提出との分割は認めない。また、持参による提出を認める場合は、必ず電子調達システムにより、次の内容を記載した書面を技術資料の添付書類として送信するものとし、当該電子ファイルの提出がない場合は、有効な書類と認めない。

(ア) 持参により提出する旨の表示

(イ) 持参とする書類の目録

(ウ) 持参とする書類のページ数

オ 持参による提出の締切は、技術資料提出締切日の午後5時までとする。

(持参による提出先)

堺市財政局契約部契約課

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

電話 072-228-7472

カ 入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。添付された書類にウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全なウィルス駆除が行えると判断される場合に限り許可するものとする。

なお、警告したにもかかわらず有効な処置を講ぜず、再度ウィルスに感染した書類を添付した者については、入札参加停止要綱に基づき入札参加停止を講じることができるものとする。

5 技術評価及び技術評価点の通知

(1) 提出された技術資料については、別表2の評価基準に基づき評価を行う。なお、評価項目ごとに定める技術資料の提出がない場合は、当該評価項目のみを除外し、技術評価を行う。

(2) 技術評価点は、標準点(100点)と別表2の評価基準に基づき付与された加算点の合計との合算により算出する。

(3) 技術評価点は、(4)で定める技術評価点通知日に電子調達システムにより通知する。

(4) 技術評価点通知日

平成30年11月13日(火)

(5) 技術評価点の通知について、疑義のある場合は、通知した日の翌日から起算して5日後(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。)の午後5時までには次の申立て先までその旨を記載した書面を持参により提出(郵便、電子メール及びファックスによるものは受け付けないものとする。)すること。

(申立て先)

堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

電話 072-228-7424

担当 門田

6 評価内容の担保

(1) 入札参加者は、本工事を受注した場合、加算点が付与された評価内容について責任を持って確実に履行しなければならない。なお、履行状況については、本工事の施工中及び施工完了時に受発注者間で確認するものとする。

(2) 次のアからウの評価項目において、契約締結後、技術評価の評価内容が履行されない又は評価内容に変更が生じた場合は、当該評価項目の加算点を工事成績評定点から減ずることとする。

また、当該不履行が受注者の責による場合には、履行義務違反の認定日(原則として工事検査確認日)から以後2年間に発注される総合評価落札方式の対象となる案件において、技術評価点を減ずることとする。

さらに、評価内容の不履行について、悪質と認められる場合は、入札参加停止等を行うものとする。

ア 技術者の変更により、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

イ 障害者の雇用状況に係る報告書兼誓約書の記載に反する事実が判明し、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

ウ 下請及び資材に係る契約状況の変更により、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

案件名称：J-GREEN堺S8フィールド人工芝張替工事
提出書類一覧表

様式	様式名称	その他の添付書類
A-特	技術評価申請書（特別簡易型）	（様式以外の添付書類は不要）
C-1	企業の施工能力（工事成績評定点）	（様式以外の添付書類は不要）
C-2	企業の施工能力（優良建設工事施工者表彰）	（様式以外の添付書類は不要）
C-3	企業の施工能力（ISOの認証取得）	ISO登録証及び付属書の写し ※契約先名称及び所在地等が明記されている部分を添付すること。
C-4	企業の施工能力（安全対策の取組）	建設業労働災害防止協会の加入証明書の写し ※平成30年4月1日以降に発行されたものに限る。
C-5	配置予定技術者の能力（配置予定技術者の施工経験）	次のア又はイのいずれかの書類。なお、いずれの書類も契約金額が3千万円（建築一式工事の場合は4千5百万円）以上の工事での主任技術者又は監理技術者としての施工経験があることを確認できる箇所を含む書類を添付すること。また、コリンズ（一般財団法人日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システムをいう。以下同じ）の届出内容に誤りがある場合は、必ず修正後の書類を添付すること。 ア コリンズの竣工登録の登録内容確認書及び工事实績データの写し イ コリンズの竣工登録工事カルテ受領書及び工事カルテの写し ※別表2で指定する工事内容及び技術者氏名が記載されている部分を必ず添付すること。
C-6	地域精通度・地域貢献度（障害者の雇用）	平成30年6月1日現在の障害者雇用状況報告書の写し ※障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条に規定する障害者雇用状況の報告義務がある事業所のみ添付すること。
C-7	地域精通度・地域貢献度（防災協定に基づく活動）	（1）次のア又はイのいずれかの書類。ただし、平成30年5月1日現在で本市と防災協定を締結している社団法人等の団体に所属している場合又は申請者が直接本市と防災協定を締結している場合は不要。 ア 本市と防災協定を締結している社団法人等の団体に所属していることを証明する書類の写し イ 本市と防災協定を締結していることを証明する書類の写し （2）「防災活動の実施」に係る申請を行う場合は、契約書の写し等、防災協定に基づく防災活動を実施したことを証明する書類の写し。（防災協定締結担当課が認めるものに限る。） 「防災訓練への参加」に係る申請を行う場合は、様式以外の添付書類は不要。
C-8	地域精通度・地域貢献度（市内下請の活用）	（様式以外の添付書類は不要）
C-9A	地域精通度・地域貢献度（資材の市内調達・土木系）	（本案件については指定資材がないため、様式及び添付書類の提出は不要）

<注意事項>

- （1）様式及び添付書類に不備があるときは、評価を行わない場合があるので注意すること。
- （2）様式及び添付書類の内容等について、疑義がある場合はヒアリングを実施することがある。
- （3）添付書類はイメージスキャナで画像ファイル、PDFファイルに変換、又はデジタルカメラで画像ファイルに変換したものを添付すること。

案件名称：J-GREEN堺S8フィールド人工芝張替工事

評価項目及び評価基準

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点	様式
企業の 施工能力	工事成績評定点	<p>平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に検査確認を受けた本市発注の「舗装工事」におけるすべての工事成績評定点の平均点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「その他工事」の場合、許可業種が異なっても、「その他工事」として発注したものは同一業種として取扱う。 ・共同企業体の構成員として完成した工事成績評定点も含む。 ・本市には堺市上下水道局も含むものとする。 ・申請者が共同企業体である場合は、代表構成員及び他の構成員の工事成績評定点を合算し、算出した平均点とする。 ・工事实績のない場合は、加算点は0点とする。 	78点以上	4.0	C-1
			75点以上78点未満	3.0	
			72点以上75点未満	2.0	
			69点以上72点未満	1.0	
			65点以上69点未満	0.0	
			60点以上65点未満	-1.0	
			60点未満	-2.0	

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点	様式												
企業の 施工能力	優良建設工事施 工者表彰	<p>過去2年間の本市発注の「舗装工事」における優良建設工事施工者表彰実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象期間は、表彰を受けた日の同月の公告案件から2年間とし、下表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>表彰年度</th> <th>評価対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度表彰</td> <td>平成29年8月公告案件から平成31年7月公告案件まで</td> </tr> <tr> <td>平成30年度表彰</td> <td>平成30年9月公告案件から平成32年8月公告案件まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>・「その他工事」の場合、許可業種が異なっても、「その他工事」として発注したものは同一業種として取扱う。</p> <p>・本市には堺市上下水道局も含むものとする。</p> <p>・申請者が共同企業体である場合は、代表構成員又は他の構成員のいずれかの表彰実績を評価対象とする。</p> <p>・共同企業体での表彰実績を評価申請する場合、加算点は出資比率で案分する。</p> <p>・条件を満たす表彰実績1件につき、下表のとおり評価申請することができる。</p> <p>ただし、落札者とならなかった場合は、評価申請した案件の翌々月以降に公告する案件に、再度評価申請することができる。また、「表彰実績1件につき評価申請できる期間」が異なれば、落札結果にかかわらず、評価申請した案件の翌月以降に公告する案件に、再度評価申請することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>表彰年度</th> <th>表彰実績1件につき評価申請できる期間と回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度表彰</td> <td>・平成30年8月公告案件から平成31年7月公告案件までの間に1回評価申請できる。</td> </tr> <tr> <td>平成30年度表彰</td> <td>・平成30年9月公告案件から平成31年8月公告案件までの間に1回評価申請できる。 ・平成31年9月公告案件から平成32年8月公告案件までの間に1回評価申請できる。</td> </tr> </tbody> </table>	表彰年度	評価対象期間	平成29年度表彰	平成29年8月公告案件から平成31年7月公告案件まで	平成30年度表彰	平成30年9月公告案件から平成32年8月公告案件まで	表彰年度	表彰実績1件につき評価申請できる期間と回数	平成29年度表彰	・平成30年8月公告案件から平成31年7月公告案件までの間に1回評価申請できる。	平成30年度表彰	・平成30年9月公告案件から平成31年8月公告案件までの間に1回評価申請できる。 ・平成31年9月公告案件から平成32年8月公告案件までの間に1回評価申請できる。	表彰実績がある。	1.0	C-2
		表彰年度	評価対象期間														
平成29年度表彰	平成29年8月公告案件から平成31年7月公告案件まで																
平成30年度表彰	平成30年9月公告案件から平成32年8月公告案件まで																
表彰年度	表彰実績1件につき評価申請できる期間と回数																
平成29年度表彰	・平成30年8月公告案件から平成31年7月公告案件までの間に1回評価申請できる。																
平成30年度表彰	・平成30年9月公告案件から平成31年8月公告案件までの間に1回評価申請できる。 ・平成31年9月公告案件から平成32年8月公告案件までの間に1回評価申請できる。																
<p>・「再度評価申請」について</p> <p>前々月以前に公告した案件（以下「前々月公告案件」という。）にすでに評価申請している場合の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>a 当該案件の技術資料締切日までに、前々月公告案件の落札決定がある場合 前々月公告案件の落札者とならなかった者は、当該案件に、再度評価申請することができる。</p> <p>b 当該案件の技術資料締切日までに、前々月公告案件の落札決定がない場合 当該案件に、再度評価申請することができる。</p> <p>ただし、当該案件の評価点通知日の前日までに前々月公告案件の落札決定がある場合は、落札者となった者の表彰実績の加算は行わないものとし、当該案件の評価点通知日の前日までに前々月公告案件の落札決定がない場合は、落札者となりえる者の表彰実績の加算は行わないものとする。</p> <p>・表彰を受けた日から技術資料提出締切日までに、本市の入札参加停止又は入札参加除外を受けている者の表彰実績を申請した場合は、加算しない。</p> <p>・当評価項目に係る技術資料の作成に当たっては、「優良建設工事施工者表彰の評価項目についてのQ&A（平成26年7月）」（下記URL参照）を熟読すること。</p> <p>http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/seido/rakusatsu.files/hyoukakoumokuqa.pdf</p>	表彰実績がない。	0.0															

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点	様式
企業の 施工能力	I S Oの認証取得	技術資料提出締切日時点における、本市との契約先となる本店又は支店等での、I S O 9 0 0 0 シリーズ又は I S O 1 4 0 0 1 の取得状況 ・申請者が共同企業体である場合は、代表構成員の取得状況を評価対象とする。	両方を取得している。	2. 0	C-3
			いずれかを取得している。	1. 0	
			いずれも取得していない。	0. 0	
	安全対策の取組	技術資料提出締切日時点における、建設業労働災害防止協会（建災防）への加入状況 ・申請者が共同企業体である場合は、代表構成員の加入状況を評価対象とする。	加入している。	1. 0	C-4
加入していない。			0. 0		
配置予定 技術者の 能力	配置予定技術者の 施工経験	配置予定技術者が有する平成15年度以降に元請として完成した国、地方公共団体その他公共機関等発注の契約金額が3千万円以上の「公益財団法人日本サッカー協会が公認したJFAロングパイル人工芝ピッチの新設、増設又は全面改修工事（人工芝敷設工前の下地工のみの施工実績及び人工芝敷設工のみの施工実績を含む）」における主任技術者又は監理技術者としての施工経験 ただし、技術資料提出締切日時点までに完成した工事の施工経験を対象とする。 また、甲型共同企業体として完成した工事の場合は、代表構成員又は出資比率が20%以上の他の構成員の主任技術者又は監理技術者としての施工経験に限る。 ・「国、地方公共団体その他公共機関等」とは、コリンズに登録することができる公共機関等（国、地方公共団体、公共法人、公益法人等）とする。 ・「施工経験」とは、着工から竣工まで（コリンズに登録された工期）の間、交代することなく主任技術者又は監理技術者として従事した実績とする。 ・「甲型共同企業体」とは、全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて資金、人員、機械等を拠出して工事を施工する共同企業体をいう。 ・配置予定技術者は、入札公告等で定める資格要件を満たしていること。 ・申請者が共同企業体である場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。 ・配置予定技術者を2人まで申請できるものとする。 ・配置予定技術者を2人申請した場合の当評価項目の加算点については、2人とも評価基準を満たす場合は2点とし、1人でも評価基準を満たさない者がいる場合は、0点とする。	左欄で指定する工事の施工経験がある。	2. 0	C-5
			左欄で指定する工事の施工経験がない。	0. 0	

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点	様式
地域精通度・地域貢献度	地理的条件 (市内業者※のみ評価対象とする。)	平成27年度以前から引き続き登録がある者 ・申請者が共同企業体である場合は、代表構成員の登録状況を評価対象とする。	該当する。	1.0	C-6
			該当しない。	0.0	
	障害者の雇用 (市内業者※のみ評価対象とする。)	平成30年6月1日現在において、次のアからウまでのいずれかに該当する者 ア 障害者雇用促進法第43条に規定する法定雇用障害者数以上の数を雇用している者 イ 障害者雇用促進法第43条に規定する障害者雇用状況の報告義務はないが、障害者雇用促進法第2条に掲げる障害者(以下「障害者」という。)を常用労働者として1人以上雇用している者 ウ 堺市障害者雇用貢献企業として認定を受けている者 ・「常用労働者」とは、雇用保険被保険者通知書、健康保険被保険者証等で当該事業所に常時雇用されていることが確認できる者に限る。 ・障害者については、「障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に掲げる障害者について」(下記 URL 参照)を参考にすること。 http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/oshirase/gyosha.files/shougai101001.pdf ・「堺市障害者雇用貢献企業」については下記 URL を参照すること。 http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/careerweb/matome_best/koyokokennintei.html ・申請者が共同企業体である場合は、代表構成員の障害者雇用状況を評価対象とする。	左欄のアからウまでのいずれかに該当する。	1.0	
			左欄のアからウまでのいずれにも該当しない。	0.0	

※市内業者とは、共通事項に定める者とする。

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点	様式
地域精通度・地域貢献度	防災協定に基づく活動	<p>(1) 技術資料提出締切日時点において、次のア又はイのいずれかに該当する者</p> <p>ア 本市と防災協定を締結している社団法人等の団体に所属している者</p> <p>イ 直接本市と防災協定を締結している者</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市には堺市上下水道局も含むものとする。 直接本市と防災協定を締結している者には堺市消防局に消防協力事業所として登録している者も含むものとする。 申請者が共同企業体である場合は、代表構成員又は他の構成員のいずれかの締結状況を評価対象とする。 	左欄のア又はイのいずれかに該当する。	1.0	C-7
			左欄のア又はイのいずれにも該当しない。	0.0	
		<p>(2) 技術資料提出締切日までに、(1)に掲げる防災協定を締結した者が、次のア又はイのいずれかに該当する取組みを行ったこと</p> <p>ア 平成27年度以降における、本市との間で締結した防災協定に基づく防災活動の実施</p> <p>イ 防災協定に基づく規程類を整備し、かつ当該規程類の実効性を確保するため本市が主催する防災訓練に参加したこと（平成27年度以降における参加に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市には堺市上下水道局も含むものとする。 当評価項目は、(1)の防災協定に基づくものであること。 当評価項目に係る技術資料の作成に当たっては、「防災協定に基づく活動」評価項目についてのQ&A（下記URL参照）を熟読すること。 <p>http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/seido/rakusatsu.files/bousaikatsudouqa300501.pdf</p>	左欄のア又はイのいずれかに該当する。	0.5	
	左欄のア又はイのいずれにも該当しない。	0.0			

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点	様式
地域精通度・地域貢献度	市内下請の活用	<p>建設業法第2条第4項に規定する下請契約に関し、次のア又はイのいずれかに該当する者</p> <p>ア 当該工事の施工に際し、下請負人を使用する場合において、一次下請負人の数に占める市内業者※の割合が60%以上である者</p> <p>イ 当該工事の施工に際し、下請負人を使用しない者。ただし、申請者（共同企業体の場合は代表構成員）が市内業者※である場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「下請負人」とは、建設業法第2条第5項に規定する者をいう。 ・上記アにおける「市内業者※」とは、技術資料提出締切日時点において、次のa又はbのいずれかに該当する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 建設業法第3条第1項の規定に基づく許可（以下「建設業許可」という。）を有し、これに基づく主たる営業所を本市内に有する者 b 建設業許可を有しない者で、営業上の本店を本市内に有する者 ・当評価項目における評価内容の履行状況は、下請負人通知書により確認する。なお、必要に応じて施工体制台帳、下請契約に係る契約書等の提出を求める。 ・当評価項目に係る技術資料の作成に当たっては、「市内下請の活用・資材の市内調達の評価項目についてのQ&A」（下記 URL 参照）を熟読すること。 http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/seido/rakusatsu.files/sinaitaukeqa2809.pdf ・低入札価格調査等において、申請者の責により評価基準を満たさないことが明らかとなった場合は、落札者とししない。 	左欄のア又はイのいずれかに該当する。	1.0	C-8
			左欄のア又はイのいずれにも該当しない。	0.0	

※市内業者とは、共通事項に定める者とする。

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点	様式
地域精通度・地域貢献度	資材の市内調達 (土木系)	本案件について指定資材はありません。	—	—	
			—	—	
履行義務違反	評価内容に係る 履行義務違反	<p>過去2年間において本市発注の総合評価落札方式適用工事で評価内容に係る履行義務違反を行った者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価内容に係る履行義務違反とは、申請に対する評価が行われた後、受注者の責により当該評価内容が履行されない又は評価内容に変更が生じた場合を言う。 ・評価対象期間は、技術資料提出締切日から起算して過去2年間とする。 ・履行義務違反の認定日は、原則として工事検査確認日とする。 ・申請者が共同企業体である場合は、代表構成員又は他の構成員のいずれかの履行義務違反を評価対象とする。 	履行義務違反がない。	0.0	
			履行義務違反がある。	-2.0	